

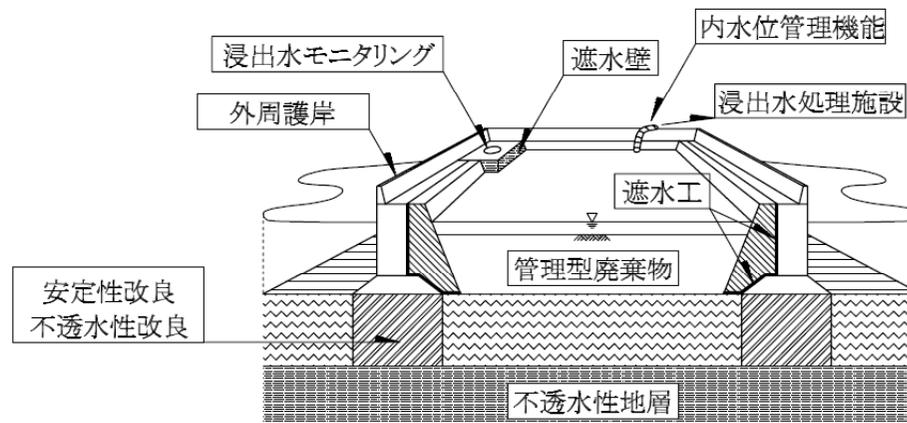


海面埋立の法的整理 ～その1～

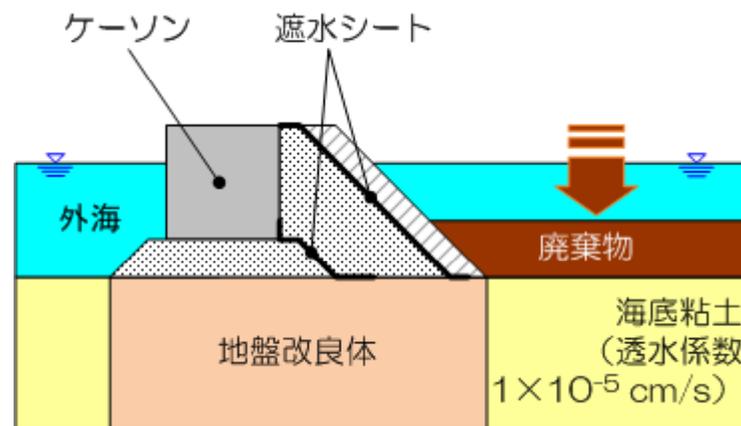
独立行政法人国立環境研究所 遠藤和人
復建調査設計株式会社 羽原浩史
福岡大学大学院 田中綾子

一般廃棄物と産業廃棄物の双方で
約80程度の海面処分場が維持管理中

海面最終処分場の概要



管理型の廃棄物海面処分場の概要



海面最終処分場の遮水性護岸の一例
(遮水性ケーソンと遮水シートによる二重遮水構造)

埋立資材による違い

埋立類型	公有水面の 造成埋立	安定型の 海面処分場	管理型の 海面処分場
指定埋立資材	残土類・ 浚渫土など	安定型 5 品目	焼却灰等の 廃棄物
遮水護岸	×	×	○
レベル 2 護岸	○	○	○
廃掃法の適用	×	○	○
埋立免許権者	知事もしくは 港湾管理者	知事もしくは 港湾管理者	知事もしくは 港湾管理者

公有水面埋立の目的は、港湾施設の整備等の国土開発
埋立資材を指定する際に、廃棄物を選択すれば廃掃法が適用

水面埋立の指定について

●主として一般廃棄物又は管理型産業廃棄物の埋立処分の用に供する場合は、生活環境保全上特段の配慮が必要であるため、廃棄物処理法に規定する一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設として法に基づく所要の規制を行う。

【昭和54年10月、環水企211・環整119】

●指定は、主として一般廃棄物又は管理型産業廃棄物の埋立処分の用に供される水面埋立地の全部又は一部の区域（区画）について行う。

●指定基準

①一般廃棄物又は管理型産業廃棄物の計画埋立処分容量が全体の1/3以上であるもの。

②一般廃棄物と管理型産業廃棄物の計画埋立処分容量の合計が全体の1/2以上であるもの。

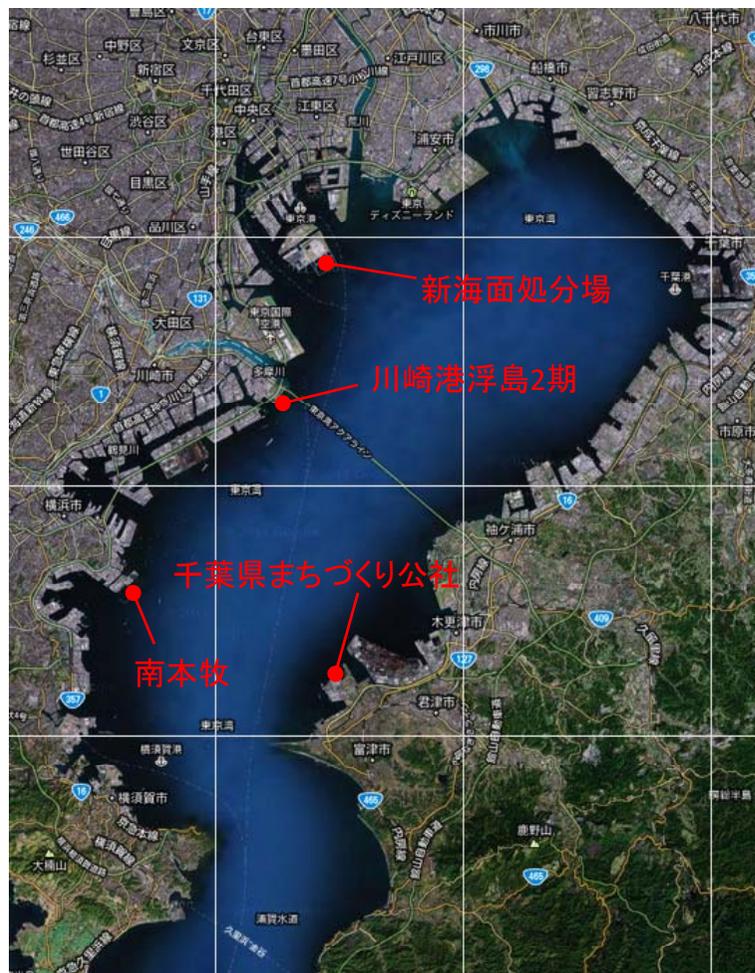
●指定の効果

指定が行われた場合は、着工前に一般廃棄物又は管理型産業廃棄物の最終処分場に係る設置届を提出しなければならない。

維持管理主体（管理型）

時 期		造成開始	埋立開始	埋立終了	廃止	形質変更	指定解除
構造基準	護岸の管理	埋立免許権者					
	遮水工の管理	処分場設置者					
	管理水位	処分場設置者					
維持管理基準項目			処分場設置者				
廃止基準項目				処分場設置者			

東日本の既存管理型処分場



東京湾の管理型海面最終処分場(稼働中)

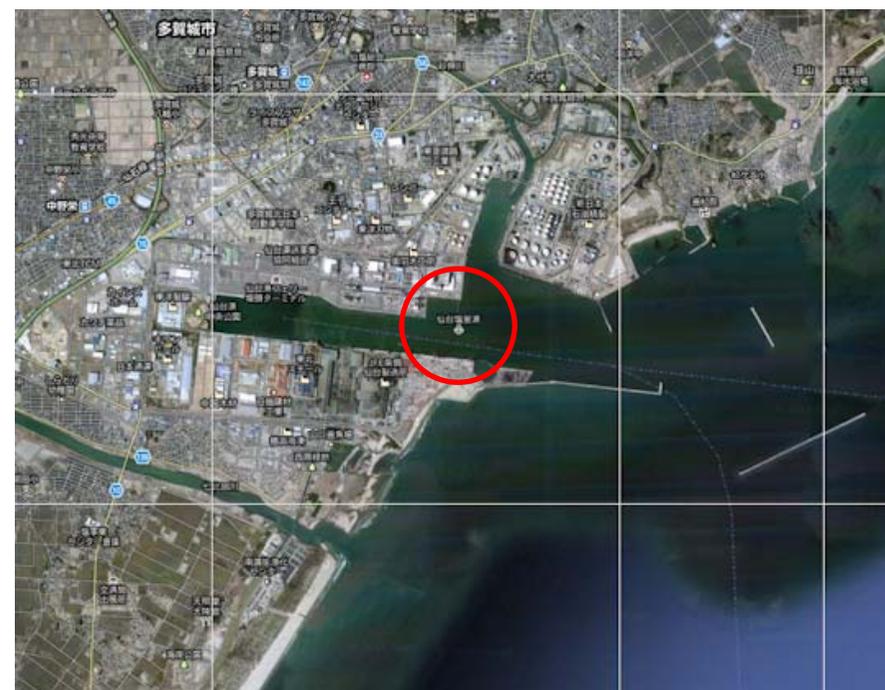
東日本沿岸の公有水面埋立



小名浜港東港地区

受入可能土砂

- ・「港湾建設資源の広域利用促進協議会」による土砂
- ・公共残土
- ・浚渫土砂



仙台市塩釜仙台工区埠頭用地

(震災前に計画されていた)

海面埋立の役割

- 津波堆積物（←災害廃棄物??）
 - これは夾雑物混じりの土砂では？
 - 災害廃棄物とは違うラインで処理すべき
 - でも液状化が心配なので埋め方に工夫
- 災害廃棄物の処理残渣が課題
 - ふるい下の無機細粒物や粗粒物が多い予想
 - これを埋め立てる安定型海面処分場が必要